

忘れて171? 災害用伝言サービス

～事前に決めておこう、安否確認の手段～

令和6年1月1日に発生した能登半島地震から、1年が経過しました。新年早々の地震発生に、いつ大きな災害が起きてもおかしくないことを思い知らされました。1月は、家族で集まる機会が多いと思います。この機会に災害への備えについて家族で話し合い、安否確認の手段や避難する場所など必要な確認をしておきましょう。

災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板(ウェブ171)

大規模災害が発生すると、被災地では停電や通信インフラの損壊・混雑などにより、連絡が取りにくくなります。そんなときに電話を使って伝言を残せるサービスが、災害用伝言ダイヤル(171)です。インターネットが使える場合は、災害用伝言ダイヤル(WEB171)や各通信会社が運用する「災害用伝言板」などの方法もあります。これらは体験利用できる日もあるので、いざというときに使えるよう平時から準備しておきましょう。

携帯電話の番号でも登録可能です。



総務課防災危機管理室

☎ (25) 1118

一人一人が備えてこ！
防災力UP!鳥羽

vol.139

災害用伝言ダイヤル(171)の使い方

伝言の録音方法

- 1 171 にダイヤルする
▼ ガイダンスが流れます
- 2 録音する場合は 1 暗証番号を利用する録音は「3」
▼ ガイダンスが流れます
- 3 () - ()
被災地のかたの電話番号を市外局番からダイヤルしてください。
※被災地内のかたも、市外局番が必要です。

伝言の再生方法

- 1 171 にダイヤルする
▼ ガイダンスが流れます
- 2 再生する場合は 2 暗証番号を利用する再生は「4」
▼ ガイダンスが流れます
- 3 () - ()
被災地のかたの電話番号を市外局番からダイヤルしてください。
※被災地内のかたも、市外局番が必要です。

体験利用について

1月は体験利用日が多く設定されています。この機会に、家族・親戚・友人間で体験してみてください。
※実際に災害が発生した際には、体験利用できない場合があります。

体験利用日

- 毎月1日と15日 (0時～24時)
- 正月三日が日 (1月1日0時～3日24時)
- 防災週間 (8月30日9時～9月5日17時)
- 防災とボランティア週間 (1月15日9時～21日17時)

鳥羽市内で発生したたき火による火災で、火元者に状況を聞くと「火は消えたと思っただ、こんなに燃えるとは思っていなかった」と言った声が多く、水バケツなどの消火の準備がありませんでした。たき火など、外で火を取りあつかう場合には次のことに注意

よく、田んぼでこのような光景を見かけると思いますが、鳥羽市内でもこのようなたき火による火災が毎年発生し、全国ではたき火から大規模な山火事になる事例も発生しています。また、近年のキャンプ人気で、たき火をする機会も増えてきています。

「たき火からの火災に注意！」
火災の出火原因といえは？
そう聞かれるとタバコやガスコンロを思い浮かべると思いますが、実際に令和5年の全国の火災原因で、最も多かったのは「タバコ」でした。しかし、令和6年(1月～6月末)全国の火災原因で最も多いのは「タバコ」でも「ガスコンロ」でもなく、枯れ草などを寄せ集めて焼く「たき火」でした。



vol.5

消防本部予防室
☎ (25) 9688



TOBA_FIRE119
鳥羽消防公式 Instagram



鳥羽市で発生したたき火による火災(約2万㎡の田んぼが焼損)

しましよ。①空気が乾燥している日や風の強い日は行わない
②水道ホースや水バケツなどの消火用具を必ず準備する
③火のそばから絶対離れない
④最後に火が消えたことを確実に確認する
また、たき火などを実施する場合は、火災予防条例による事前の届け出が必要です。実施する場合は必ず、事前に消防本部への届け出をお願いします。